

雇用保険制度における弾力条項について

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第12条第5項及び第8項)

失業等給付に係る弾力条項

$$2 < \frac{((\text{失業等給付に係る保険料額} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費}) + \text{当該年度末の積立金}}{\text{失業等給付費}} \rightarrow \begin{array}{l} \text{保険料率} \\ \text{引き下げ可能} \\ (\sim 4/1000) \end{array}$$

- ※ 16年度決算額による計算 = 1.71
- ※ 17年度決算額による計算 = 2.98

17年度決算額による計算では、保険料率16/1000を12/1000まで引き下げることが可能。

雇用保険三事業に係る弾力条項

$$1.5 < \frac{(\text{三事業に係る保険料額} - \text{三事業に要する費用}) + \text{当該年度末の雇用安定資金}}{\text{三事業に係る保険料額}} \rightarrow \begin{array}{l} \text{保険料率} \\ \text{引き下げ} \\ (0.5/1000) \end{array}$$

- ※ 16年度決算額による計算 = 1.26
- ※ 17年度決算額による計算 = 1.54

17年度決算額による計算では、保険料率3.5/1000を3/1000まで引き下げることが必要。

失業等給付関係収支状況

(単位：億円)

	13年度		14年度		15年度		16年度		17年度		18年度 (予 算)	19年度 (予 算)
収 入		23,830		25,886		25,321		25,377		28,978	28,756	21,782
うち 失業等給付に係る 国庫負担金		4,884		6,417		4,494		4,267		3,462	3,939	1,837
支 出		27,275		26,820		21,321		17,416		16,972	22,947	18,881
差 引 剩 余		▲ 3,445		▲ 934		4,000		7,962		12,006	5,809	2,900
積 立 金 残 高		4,998		4,064		8,064		16,026		28,032	33,841	36,741

(注) 1. 18年度及び19年度の「支出」には、予備費(18' 1,240億円、19' 840億円)が計上されている。

2. 数値は、それぞれ四捨五入している。

三事業関係収支状況

(単位：億円、%)

	13年度		14年度		15年度		16年度		17年度		18年度 (予算)	19年度 (予算)
	予 算	決 算	予 算	決 算	予 算	決 算	予 算	決 算	予 算	決 算		
収 入	5,516	5,347	5,263	5,255	5,081	5,123	5,132	5,193	5,134	5,254	5,391	4,861
支 出	6,891	5,839 (84.7)	6,168	4,854 (78.7)	5,770	4,124 (71.5)	5,073	3,892 (76.7)	4,771	3,683 (77.2)	4,167	3,563
差 引 剩 余	▲ 1,375	▲ 492	▲ 905	401	▲ 689	999	60	1,301	362	1,571	1,223	1,298
安 定 資 金 残 高		2,609		3,011		4,010		5,312		6,883	8,106	9,404

(注) 1. 予算の「支出」には、予備費(13' 60億円、14' 49億円、15' 170億円、16' 120億円、17' 110億円、18' 80億円、19' 50億円)が計上されている。

2. ()内は、それぞれ予算に対する執行率である。

3. 数値は、それぞれ四捨五入している。

雇用保険料引き下げの影響

○ 保険料率の引き下げ ▲ 4.5/1000 (▲ 約23%)

(現行料率 19.5/1000(労働者8/1000、使用者11.5/1000)
⇒ 改正後料率 15.0/1000(労働者6/1000、使用者9.0/1000))

○ 保険料負担の軽減 ▲ 約6,800億円

(労働者負担 ▲約3,000億円、使用者負担 ▲約3,800億円)

※ 個々の負担軽減 (年収420万円(注)の労働者のモデルケース)

(保険料負担額)			(改正後負担額)	
労働者	33,600円/年	⇒	25,200円/年	(▲ 8,400円(▲約25%))
使用者	48,300円/年		37,800円/年	(▲10,500円(▲約22%))

(注) 平成17年度の保険料収入実績額から試算すると被保険者1人当たり平均年収は約420万円である。

○雇用保険法等の一部を改正する法律

新旧対照条文(抄)

◎労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号) (平成十九年四月施行)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>(一般保険料に係る保険料率)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>5 厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額(以下この項において「失業等給付額」という。)との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金(第七項において「積立金」という。)に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五・五から千分の二十三・五まで(前項ただし書に規定する事業(同項第三号に掲げる事業を除く。))については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで)の範囲内において変更することができる。</p> <p>6・7 (略)</p>	<p>(一般保険料に係る保険料率)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>5 厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額(以下この項において「失業等給付額」という。)との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、雇用保険率を千分の十七・五から千分の二十一・五まで(前項ただし書に規定する事業(同項第三号に掲げる事業を除く。))については千分の十九・五から千分の二十四・五まで)の範囲内において変更することができる。</p> <p>6 (略)</p>

8 厚生労働大臣は、毎会計年度において、二事業費充当徴収保険料額と雇用保険法の規定による雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てられた額（予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。）との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率（第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至つた場合には、雇用保険率を一年間その率から千分の〇・五の率を控除した率に変更するものとする。

9 前項の規定により雇用保険率に変更されている場合においては、第五項中「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」とあるのは「千分の十五から千分の二十三まで」と、「千分の十七・五から千分の二十五・五まで」とあるのは「千分の十七から千分の二十五まで」と、「千分の十八・五から千分の二十六・五まで」とあるのは「千分の十八から千分の二十六まで」とし、第六項中「千分の三・五」とあるのは「千分の三」と、「千分の四・五」とあるのは「千分の四」とする。

7 厚生労働大臣は、毎会計年度において、三事業費充当徴収保険料額と雇用保険法の規定による雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業に要する費用に充てられた額（予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。）との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率（第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至つた場合には、雇用保険率を一年間その率から千分の〇・五の率を控除した率に変更するものとする。ただし、雇用保険率がこの項の規定により変更されている期間内については、この限りでない。

8 前項の規定により雇用保険率に変更されている場合においては、第五項中「千分の十七・五から千分の二十一・五まで」とあるのは「千分の十七から千分の二十一まで」と、「千分の十九・五から千分の二十三・五まで」とあるのは「千分の十九から千分の二十三まで」と、「千分の二十・五から千分の二十四・五まで」とあるのは「千分の二十から千分の二十四まで」とし、第六項中「千分の三・五」とあるのは「千分の三」と、「千分の四・五」とあるのは「千分の四」とする。